**平成２４年（フ）第４３７号**
福岡県宗像市石丸２丁目18番１―201号
債務者　上野　繁樹
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第４５０号**
福岡市南区高木２丁目７番４―304号
債務者　鶴　　美緒
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第４８０号**
福岡県福津市若木台５丁目１番地の12
債務者　松岡　　浩
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第４８１号**
福岡県糟屋郡志免町坂瀬６番201号
債務者　小林　栄二
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第４８２号**
福岡県糟屋郡粕屋町原町１丁目６番14号きよみハイツ206号
債務者　加来　守男
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第４８８号**
福岡市南区塩原４丁目３番１号
債務者　馬場　将洋
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第５０４号**
福岡市東区若宮４丁目17番10号
債務者　野見山三穂
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第５２２号**
福岡県春日市須玖南７丁目98番地
債務者　藤野　洋子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第５４３号**
福岡県古賀市日吉３丁目32番16号
債務者　鈴木　淳子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第５５６号**
福岡市早良区室見４丁目１番22―402号
債務者　西村　武範
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第５７４号**
福岡市東区多々良２丁目48番20号
債務者　藤野　　勝
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第５７５号**
福岡市東区多々良２丁目48番20号
債務者　宮國　佳菜
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第５８３号**
福岡県太宰府市宰府１丁目15番10―102号
債務者　佐藤　信一
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第５８９号**
福岡市早良区田村３丁目31番３―403号
債務者　地本　希美（旧姓三船・荒木）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第５９３号**
福岡県福岡市東区原田２丁目22番31号
債務者　大森レイ子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第７２号**
長崎県長崎市金堀町17番２号　古賀アパート201号、旧住所長崎県長崎市大浜町473番地１
債務者　吉永美奈子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１２７号**
熊本市中央区八王寺町29番15号
債務者　長木スミ子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２４年（フ）第２９号**
鹿児島県薩摩川内市入来町副田6238番地11
債務者　平石　豊美
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２４年（フ）第１７５号**
仙台市泉区大沢２丁目７番地の２　サードA，t101
債務者　川島　孝之
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係